

## 令和2年度におけるK奨学金の実施要領

(令和2年5月27日 法務研究科)

### (本奨学金の目的)

第1条 琉球大学・鎌倉フェローシップ・K奨学金（以下「K奨学金」という。）は、琉球大学憲章の基本理念にある「自由平等、寛容平和」の精神及び鎌倉國年氏が創設した「一般財団法人鎌倉フェローシップ（以下「鎌倉フェローシップ」という。）」の理念の一つである「多文化・多様性の価値を尊重し、差別と闘い、社会全体の持続可能な発展に貢献できる人を育てること」に基づき、意欲と能力があるにもかかわらず経済的理由等で修学困難な学生の学習を支援することを目的とする。

### (本実施要領の効力)

第2条 令和2年度のK奨学金の実施に限り、本要領の以下の各条項に従って実施する。

### (応募資格)

第3条 K奨学金に応募できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 琉球大学人文社会学部のLS進学等特修クラスに登録した3年生以上の在學生であって、琉球大学大学院法務研究科（法科大学院）への進学を希望する者
- (2) 琉球大学法科大学院の在學生
- (3) その他、琉球大学の3年生以上の学部生または大学院生で、指導教員や鎌倉フェローシップが特に推薦する者であって、琉球大学法科大学院への進学を希望する者

### (支給金額及び人数)

第4条 原則として、若干名に対し、年額9万円以上18万円以下の給付金を1年間支給する。

### (出願期間)

第5条 本奨学金の出願期間は、令和2年6月1日から6月30日までとする。

### (出願書類等)

第6条 本奨学金の出願に当たっては、琉球大学法科大学院係に次の書類を提出しなければならない。

- ①奨学金申込書（必須）
- ②志願理由書（必須） 内容と形式は自由「本奨学金の特徴」を踏まえ、2000字程度。
- ③成績証明書（必須）

第3条第1号の資格で応募する者にあつては、琉球大学人文社会学部のもの。

同条第2号の資格で応募する者が未修者コースの1年生または既修者コースの2年生である場合は、直近に卒業（修了）した大学または大学院のもの。

同条第3号の資格で応募する者にあつては、学部または大学院のもの。

④推薦書（任意。ただし、第3条第3号の資格で応募する者にあつては必須）

⑤その他 免許、資格証明書など、人柄や能力を証明するものの写し（任意）

（選考方法）

第7条 本奨学金の選考は、次の方法で行う。

- (1) 選考は、鎌倉フェローシップが推薦する者1名と琉球大学法科大学院の教員2名からなる選考委員会において行う。
- (2) 選考は、書類審査および個人面接によって行う。
- (3) 選考委員会は、選考結果を学長に報告するものとする。

（選考基準）

第8条 選考は、次の基準によって行われる。

- (1) 沖縄県内で法律を学び、将来法曹・法に親しむ者となり、沖縄が抱える課題および様々な社会問題の解決のために何かをしようとする意欲のある者であるか。
- (2) 琉球大学憲章の基本理念にある「自由平等、寛容平和」の精神を尊重する者であるか。
- (3) 鎌倉フェローシップの育成理念である「多文化・多様性の価値を尊重し、差別と闘い、社会全体の持続可能な発展に貢献できる」者であるか。特に、「女性の活躍」や「多様性」を尊重する社会、SDG's等の実現に関心がある者であるか。

（選考結果の鎌倉フェローシップへの通知）

第9条 受給者の氏名や属性等は、個人情報開示が可能な範囲で、法務研究科長から鎌倉フェローシップに対し遅滞なく通知するものとする。

（奨学金の返還）

第10条 第3条第1号及び第3号の資格で応募した者が、琉球大学法科大学院の入学試験を受験しなかったり、または、受験して合格したにもかかわらず入学しなかったときで、かつ第1条に記載された本奨学金の支援の目的に反するときは、奨学金の給付の停止や返還を求める場合がある。